介護老人保健施設又は介護医療院における医師以外の者を管理者

とする場合の審査基準について

令和7年3月25日

　標記について、以下のとおり改正しました。

〇介護老人保健施設

（医師以外の管理者の承認）

　法第９５条第２項の規定に基づく医師以外の介護老人保健施設の管理者の承認について、次の全ての要件を満たす場合とする。

（１） 当該介護老人保健施設の管理者として、医師が就任できないやむを得ない理由があること

（２） 管理者に就任しようとする医師以外の者が、次の全てを満たす者であること

　　ア　法第９４条第３項第４号から第９号までの規定に該当しない者

　　イ　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の管理者（施設長）又は養護老人ホームの施設長として通算１年以上の勤務経験を有し、老人の福祉及び保健医療に関し、相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経験等を勘案し、介護老人保健施設の管理者としてふさわしいと認められる者

２　介護老人保健施設の開設者は、法第９５条第２項の規定による承認を受けた場合であっても、介護老人保健施設が入所者に必要な医療を提供するものであることに鑑み、概ね１年以内に、医師に当該施設の管理を行わせることができるよう所要の措置を講じなければならない。

〇介護医療院

（医師以外の管理者の承認）

　法第１０９条第２項の規定に基づく医師以外の介護医療院の管理者の承認について、次の全ての要件を満たす場合とする。

（１） 当該介護医療院の管理者として、医師が就任できないやむを得ない理由があること

（２） 管理者に就任しようとする医師以外の者が、次の全てを満たす者であること

　　 ア　法第１０７条第３項第４号から第１２号までの規定に該当しない者

　　 イ　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の管理者（施設長）又は養護老人ホームの施設長として通算１年以上の勤務経験を有し、老人の福祉及び保健医療に関し、相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経験等を勘案し、介護老人保健施設の管理者としてふさわしいと認められる者

２　介護医療院の開設者は、法第９５条第２項の規定による承認を受けた場合であっても、介護医療院が入所者に必要な医療を提供するものであることに鑑み、概ね１年以内に、医師に当該施設の管理を行わせることができるよう所要の措置を講じなければならない。